

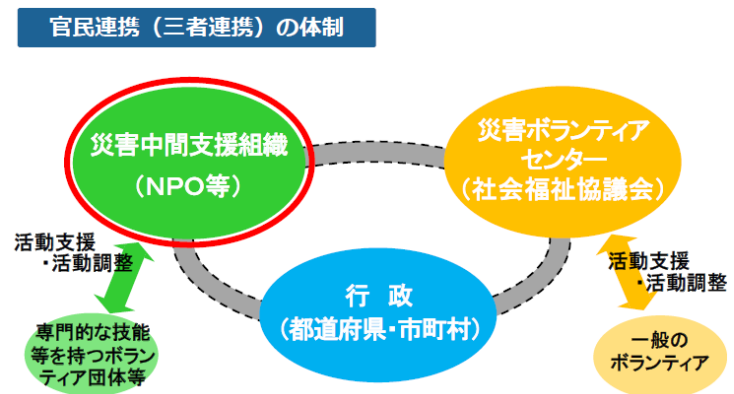
I 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

II 主な修正内容

1 災害中間支援組織に係る修正

災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等との連携について追記）。



<修正箇所>

■第 1 編 第 2 章 第 1 節 防災協働社会の形成推進

<新旧対照表>

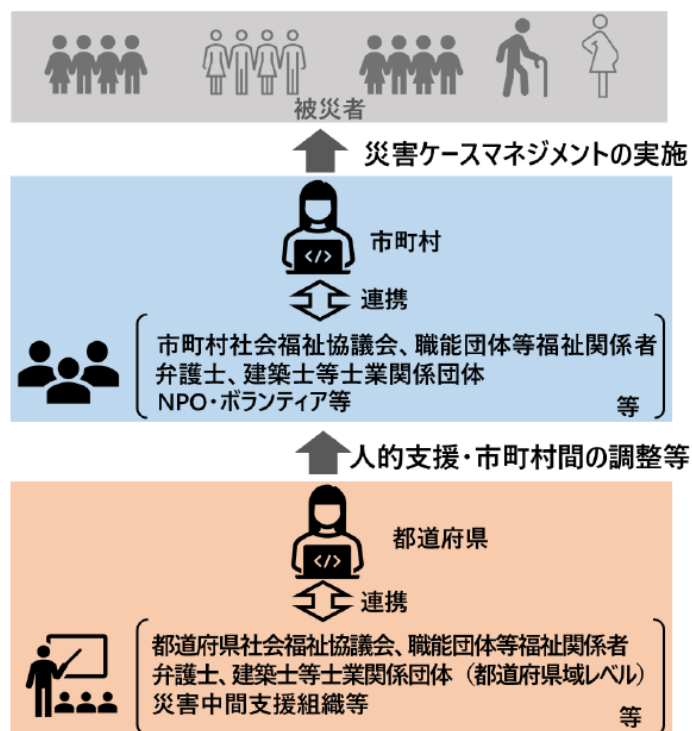
■第 1 編 p 2

■第 1 編

現行（令和 6 年 3 月修正）	修正後（令和 7 年 2 月修正）
第 2 章 第 1 節 防災協働社会の形成推進 第 3 ボランティアとの連携 1 支援体制の確保 ◆ボランティア活動の環境整備 ○市はNPO・ボランティア関係団体等と、災害ボランティアセンターが機能を確保できるよう、設備・備品・資材（机、椅子、電話等）等の整備を行う。	第 2 章 第 1 節 防災協働社会の形成推進 第 3 ボランティアとの連携 1 支援体制の確保 ◆ボランティア活動の環境整備 ○市はNPO・ボランティア関係団体等と <u>連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u> 、災害ボランティアセンターが機能を確保できるよう、設備・備品・資材（机、椅子、電話等）等の整備を行う。

2 災害ケースマネジメント

県及び市町村が、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて追記。



<修正箇所>

- 第1編 第2章 第9節 避難所、要配慮者・帰宅困難者対策
- 第1編 第4章 第4節 被災者等の生活再建等の支援

<新旧対照表>

- 第1編 p 6、p 15

■第1編

現行（令和6年3月修正）	修正後（令和7年2月修正）
第2章 第9節 避難所、要配慮者・帰宅困難者対策 （新設）	第2章 第9節 避難所、要配慮者・帰宅困難者対策 第2 要配慮者・帰宅困難者対策 6 災害ケースマネジメント ◆災害ケースマネジメント ○市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に 応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

現行（令和6年3月修正）	修正後（令和7年2月修正）
第4章 第4節 被災者等の生活再建等の支援 （新設）	第4章 第4節 被災者等の生活再建等の支援 <u>第2 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u> <u>2 災害ケースマネジメントの実施</u> <u>◆災害ケースマネジメントの実施</u> <u>○市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>○取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u>